

自転車損害保険等加入促進動画等制作業務委託公募型プロポーザル募集要綱

1 趣旨

自転車は、幼児から高齢者まであらゆる年齢層が利用する身近な交通手段である反面、近年は自転車が歩行者と衝突して死傷させる事故により、高額な賠償命令が出るなど自転車運転者に対する社会的責任が高まっている。

また、埼玉県は人身交通事故に占める自転車事故の割合が全国平均よりも高く、自転車が加害者となる交通事故の多発が懸念される。

このような事故の被害者の救済の確保と、加害者の経済的負担の軽減を図るため、埼玉県では「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、東日本の都道県でいち早く自転車損害保険等への加入を義務化し、平成30年4月1日から施行した。

義務化以降、自転車損害保険等への加入率は上昇しているが、令和元年6月に実施した県政サポーターアンケートでは、自転車利用者の3割以上が自転車損害保険等に未加入又はわからないと答えており、今後更なる加入促進を図る必要がある。

こうした状況から埼玉県は、自転車利用者に対し自転車損害保険等について正しく理解してもらい、必要性を感じることで加入に向けた意識を向上させられるようなチラシ、ポスター、ラジオ音源、広報啓発動画及びインターネット用データ等を作成することとし、制作業務を豊富な経験や映像制作ノウハウ等を有する事業者へ委託するに当たり、各事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する公募型のプロポーザルを実施する。

2 対象業務

- (1) 委託業務名 自転車損害保険等加入促進動画等制作業務委託
- (2) 業務内容 別添1「自転車損害保険等加入促進動画等制作業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 令和3年1月29日(金)
- (4) 委託限度額 2,500,000円
(本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税を含む)であり、予定価格は、この範囲内で別途算定する)

3 参加要件(参加者は、次の全ての要件に該当していること)

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人本業務税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納しているものでないこと。

- (7) 過去5年以内に国又は地方公共団体等において、同種の業務の受注・完了実績を有すること。
- (8) 仕様書の内容を十分に理解した上で、本企画提案に参加できること。

4 スケジュール（予定）

令和2年 7月 1日（水）	募集開始、質問事項の受付開始
令和2年 7月 7日（火） <u>午後5時</u>	質問事項の受付締切
令和2年 7月10日（金）	質問事項の回答
令和2年 7月14日（火） <u>午後5時</u>	参加申込書の提出期限
令和2年 7月15日（水） <u>午後5時</u>	企画提案書等の提出締切
令和2年 7月22日（水）	第一次審査（書類審査）の結果通知
令和2年 7月下旬	第二次審査（プレゼンテーション審査）
令和2年 8月上旬	選定結果の通知

5 質問事項の受付

本要綱の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

様式1「自転車損害保険等加入促進動画等制作業務委託公募型プロポーザル募集要綱の内容等に関する質問書」に記入の上、電子メールで提出すること。

電子メールアドレス：a2950-03@pref.saitama.lg.jp

※埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 総務・交通安全担当あて

(2) 提出期限

令和2年7月7日（火）午後5時必着

持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の商号又は名称を伏せた上でホームページ上に掲載する。
なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

(4) 回答期限

令和2年7月10日（金）

6 プロポーザル参加申込書及び誓約書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、あらかじめ様式2「自転車損害保険等加入促進動画等制作業務委託公募型プロポーザル参加申込書及び誓約書」に必要事項を記入、押印の上提出する。

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留による）とする。

(2) 提出先

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 総務・交通安全担当（県庁第3庁舎1階）

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-2960（直通）

(3) 提出期限

令和2年7月14日（火）午後5時必着

※持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案に当たっては、別添2「企画提案書等提出書類作成要領」を参照の上、以下の書類を提出すること。

- ア 企画提案書
- イ 業務工程表
- ウ 業務実施体制調書（様式3）
- エ 類似業務実績調書（様式4）
- オ 会社概要調書（様式5）
- カ 見積書
- キ 定款の写し及び登記事項証明書
- ク 決算関係書類
- ケ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 企画提案書等の提出部数及び提出方法等

ア 提出部数

正本1部、副本5部を提出する。

ただし、副本には「7（1）キ～ケ」の書類の添付は要しない。

イ 提出方法

持参又は郵送（書留による）とする。

ウ 提出先

「6（2）」のとおり

エ 提出期限

令和2年7月15日（水）午後5時必着

※持参の場合は、平日午前9時から午後5時まで

オ その他

（ア）企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

（イ）企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。

また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

8 審査方法

委託先の選定に当たっては、本県が設置するプロポーザル審査委員会において、審査及び選定を行う。

(1) 審査方法

ア 第1次審査（書類審査）

- ・ 参加要件ほか提出書類に基づく書類審査を実施する。

応募者多数の場合には、第2次審査に参加する者を3者程度に選定する。

- ・ 第1次審査結果は、令和2年7月22日（水）までに参加申込者全てに電子メールで通知する。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査）

- ・ 企画提案書の内容について、プレゼンテーション審査を実施する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、審査方法を変更して行う場合がある。

- ・ 審査の方法、日程、開始時間及び会場等は、第1次審査通過者に第1次審査の結果とともに電子メールで連絡する。
- ・ プレゼンテーション審査の時間は10分、質疑の時間を10分とする。
- ・ 第2次審査に出席できる人数は2人までとする。
- ・ プレゼンテーションは提案者の代表者又は実際に業務に従事する予定の者が行うこと。
- ・ プレゼンテーションは原則として第一次審査に使用した企画提案書を用いることとし、必要に応じて追加資料等を用いることができる。
- ・ 対面式のプレゼンテーションの場合にあつては、パソコン、プロジェクター等は必要に応じて使用できることとする。
- ・ 第2次審査（プレゼンテーション審査）の結果は令和2年8月上旬頃にプレゼンテーション実施者全員に電子メールで連絡する。

(2) 選定方法等

- ア 上記の審査により、企画提案内容、業務実施体制、見積額等を総合的に勘案し、委託候補事業者を選定する。
- イ 県は委託候補事業者との協議により仕様書を調整し、協議が整った場合は当該事業者から見積書を徴収し当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。
- ウ 委託候補事業者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「3 参加要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

9 無効とする参加申し込み

次の各号のいずれかに該当する申し込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得たものが提出したもの。
- (4) 指定する提出期間を超えて提出（到達）したもの。

10 プロポーザルの停止、中止及び取消し

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

11 契約保証金について

- (1) 本県と合意に達した委託候補事業者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により、契約締結後、契約保証金（契約金の100分の1以上）を納めること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

12 その他

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 本募集への応募に要する一切の費用は応募者の負担とする。

- (3) 提出書類は、本業務の受託候補者の選定以外の目的に使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 業務委託契約の締結に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容に沿って、契約内容について協議・調整を行った上で契約を締結する。その際、提案内容を一部変更する場合がある。

【問合せ先・電子メールの送付先】

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課 総務・交通安全担当

電 話 048-830-2960

電子メールアドレス：a2950-03@pref.saitama.lg.jp